

第143回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 参加者委員

福永健司委員（部会長）、青山定敬委員、清宮敏子委員、尾張敏章委員、
武藤敏雄委員

2 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

3 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第4号までの案件について審議がなされ、
全ての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画
であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規)(株)日本エナジーバンクによる残土埋立及び太陽光発電施設の設置]

委員：建設発生土は植生の回復に支障がないか。

事務局：実際に植栽する際は建設発生土に現地の表土を覆土するため、植生の回復には問題はない。

委員：盛土の浸食や崩落が心配だが、計算上問題ないか。

事務局：常時1.2、地震時1.0という盛土の安定計算の安全率の基準をクリアし、表面についても造成森林や造成緑地とすることで、表面の浸食防止を図る計画となっている。

委員：排水についてはどうか。盛土部分の水の流れはどうか。

事務局：雨水等は全て調節池に流れ込むように計画されている。盛土部分の雨水等については、小段排水や集水樹を用いて内部に浸透させずに表面を流し、調節池に流れ込むよう設計されている。

委員：事業区域中央の赤道は廃止とせず、市道へ抜ける道路として使用ということだが、事業管理用のみとして利用するのか。地域住民の通行も可能とするのであれば道路に隣接する事業地との境界整備が必要ではないかと思うが。

事務局：事業区域中央の赤道は廃止せず、事業管理用のみと用途を限定しての利用とはならないとのことである。そのため、地域住民が通行すること可能。また、太陽光パネル用地と赤道の境界については、発電施設の周囲に柵等を設置することが他法令で定められているため、発電設備設置後にフェンスを設置する計画となっている。

○第2号案件 [(新規)(株)服部回漕店による残土埋立及び農地造成]

委員：排水路を集合樹で集合させると思われるが、大雨が降った場合などに1つの樹で処理できるのか。計算上問題はないのか。

事務局：樹に全ての暗渠管が集まるが、仮に雨水等が溢れたとしても、下流に調節池があり、調節池にそのまま流れる計画になっているので問題はない。

委員：工事期間中に大雨が降った場合に水の処理は可能か。調節池は大丈夫か。工事の時期や順番に問題はないか。

事務局：一般的に防災施設を先に作るよう指導しており、今ある調節池を埋める間は仮設の防災施設で代用し、調節池が完了するまでは残土の埋立や農地の造成は行わず、災害が起きることが無いよう施工する計画である。

委員：フィルダムということであるが、漏水の恐れなど、地質に問題はないか。地質調査はしているのか。

事務局：ボーリング調査等を実施して現地の地質を確認しており、地質によってフィルダムから水が漏れることはない。

委員：残置森林内の倒木撤去処理をすとの事だが、撤去後補植の計画はあるか。

事務局：残置森林等の保全管理計画書内に、残置森林内の補植を行うと記載されている。林地開発行為施行状況報告（植栽関係）届の手続きの際に具体的に指導する。

委員：切土の勾配は3種類あるが、土質によって一つの法面内で勾配を変えらるということか。また、軟岩だからといって1:0.84や1:0.58では力学的には安定だとしても、厚層基材吹付工を使ったとしても導入植物によっては衰退しやすく、周辺からの自然侵入も難しいので自然回復が遅れる懸念があるがどうなのか。

事務局：果樹園計画地の東側の箇所において、すり付けの違いから法面勾配が変わっている。また、自然回復が遅れる懸念があるとの指摘を受け、事業者には、より自然回復が図れる植物を選定するよう指導する。

○第3号案件 [(変更) (株) ソーラークリーニングによる太陽光発電施設の設置]

委員：盛土の表面に金網付きの植生シートを施行して緑化を図る、植栽をするとあるが、同じ場所か、それとも別の場所になるのか。

事務局：同じ場所になる。復旧した法面に金網付きの植生シートを施工し、植栽をする、場合によっては、植生シートに切れ目を入れて植栽する計画となっている。

委員：崩壊は“太陽光パネル用地から地山に雨水が流れた”ことが原因ではないかとのことだが、表面流が流れ込んだことが原因なのか、太陽光パネル用地に浸透した雨水が吹き出したことが原因なのか。

事務局：今回の崩壊は、造成中に太陽光パネル用地から雨水等の表面流が地山に流れ込んだことが原因のため、太陽光パネル用地からの表面流が崩壊地に流れ込まないように対策したことと併せて、緑化方法を種子吹付から金網付き植生シートに変更し、より強固な法面保護が計画されている。また、復旧した箇所への雨水等の浸透による盛土の崩壊を防止するため、暗渠管を盛土内に設置し、盛土内の排水処理を行っている。

委員：崩壊地以外の隣接地などは工事期間中に同じような豪雨が発生しても問題が起きないように対策はできているのか。

事務局：本許可地における太陽光パネル用地は、開発区域の内側に勾配を付けることで、事業区域外への雨水等の流出防止が図られている。なお、防災施設を含めた造成はほぼ完了している状況となっている。

○第4号案件 [(変更) 八代建材(株) による砂利採取]

委員：今後の管理が大事だと思うが、除外した区域は指導の対象にはならないか。

事務局：砂利採取は一時転用での許可となるため、砂利採取後も森林として扱われ指導の対象となり、また、適正な維持管理を努めるよう指導を行っている。

委員：開発区域はこれ以上拡大する可能性はあるのか。

事務局：これ以上拡大する予定はない。